平成30年度第2回運営評議会資料(平成31年3月15日開催)



中期目標・中期計画の策定(概要)

● 中期目標

- ・独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるもの(JASSOの場合、期間は5年)。
- ・いわゆる、目標期間中に目指すべき目的地を示すもの。必要に応じて、時間・経由地を指定する。

• 中期計画

- ・中期目標を達成するための計画として、法人が作成するもの(大臣認可)。
- ・いわゆる、目的地に到着するための時間・ルートを示すもの。

目標

- 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (別添)政策体系図
- 2. 中期目標の期間
- 3. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項
- 4. 業務運営の効率化に関する事項
 - ・業務の改善(組織、人件費管理、一般管理費、業務経費等)
 - ・調達等の合理化
 - ・業務の電子化等
- 5. 財務内容の改善に関する事項
- 6. その他業務運営に関する重要事項
 - ・内部統制
 - ・法令順守(コンプライアンス)
 - ・情報セキュリティ 等

評価指標

※業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する。

計画

- 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・業務の改善(組織、人件費管理、一般管理費、業務経費等)
 - ・調達等の合理化
 - ・業務の電子化等
- 3. 財務内容に関する事項
 - ・予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画
 - ・短期借入金の限度額
 - ・不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
 - ・重要な財産の譲渡又は担保に関する計画
 - ・剰余金の使途等
- 4. その他業務運営に関する重要事項

(目標規定事項)

- ・内部統制
- ・法令順守(コンプライアンス)
- ・情報セキュリティ等

(省令事項)

- ・施設及び設備に関する計画
- ・人事に関する計画
- ・目標の期間を超える債務負担
- ・積立金の使途等

中期目標・中期計画の策定(これまでの経過)

平成30年8月23日	「独立行政法人日本学生支援機構の見直し内容」決定(文部科学大臣) ✓ JASSOの業務及び組織の全般にわたる検討の結果及び講ずる措置について記載
11月29日	「独立行政法人の中(長)期目標の策定について」決定
	(独立行政法人評価制度委員会) ✓ JASSOの中期目標を策定する際の留意事項として、下記の4点を指摘 • 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うこと • 元奨学生と法人がつながりを維持・構築するための方策について検討を行うこと • 元留学生と法人がつながりを維持・構築していくための方策について検討を行うこと こと • 関係機関と一層連携して外国人留学生の支援に取り組むこと
12月12日	平成30年度日本学生支援機構の評価等に関する有識者会議(第2回)(文部科学省) ✓ 次期中期目標案・中期計画案について審議
<u>平成31年1月28日</u>	第25回独立行政法人評価制度委員会評価委員会評価部会 ✓ 次期中期目標案について審議
2月15日	第19回独立行政法人評価制度委員会 ✓ 次期中期目標案について意見なしとされた
3月1日	中期目標について財務大臣協議了、文部科学大臣より目標指示 中期計画認可申請

第4期中期目標・中期計画(2019~2023年度)の概要

奨学金事業

◎貸与型奨学金

- ○適切な基準に基づき奨学金貸与事業を的確に実施
- 〇適切な適格認定を実施
- ○債権の適切な管理及び返還金の確実な回収
 - ・総回収率を中期目標期間中に91.4%以上にする
 - <第3期中期目標における指標:83%、2017年度末実績:87.7%>
- ・当年度分回収率を中期目標期間中に97.3%以上にする
- <第3期中期目標における指標:96%、2017年度末実績:97.0%>
- · 要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合を中期目標期間中に 10%以上改善する
- <新規の指標、2017度末の実績値:3.681%>
- ・要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3. 26%以下とする <新規の指標、2017年度末の実績値:3. 402%>
- ○機関保証制度について、適切な情報提供、代位弁済となる対象債権の確実な 請求、制度の将来にわたる収支の健全性の検証等を実施
- ○減額返還・返還期限猶予等、セーフティネットの適切な運用
- 〇所得連動返還方式について、適切な情報提供や、対象者の増加に対応し つつ、効率的に運用
- ◎給付型奨学金 ※大学等における修学の支援に関する法律案が成立 した際には、大幅な拡充への対応が求められており、 変更される予定
- ○給付奨学生の募集、選考、学資の支給等を的確に実施
- ○適切な適格認定を実施
- ◎奨学金事業に共通する事項の実施
- ○スカラシップ・アドバイザー等の活用により、正確でわかり やすい情報の提供に努めるとともに、**コールセンター機能を充実**させる等、 奨学金制度の周知及び広報を充実
- ○返還意識の涵養に向けた指導のため、学校との連携を強化
- ○奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、 給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための 方策を国と連携して検討

留学生支援事業

◎外国人留学生に対する支援

- 〇日本留学に関する情報提供等の充実
- 〇日本留学試験の適切な実施
- ・日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施 校数が、2018年度実績値を上回る

<新規の指標、2019年2月末現在:178校>

- ・効率的な運営により、収支の均衡に努める
- ○日本語教育センターにおける、きめ細かく質の高い 教育の実施
- ・卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得る
 く2017年度末4段階での評価実績東京:97.9%、大阪:98.3%>
- ・評価に際し、大学等への進学率や日本語習熟度等の 客観的要素を考慮
- ○優秀な外国人留学生に対する学資金の支給等
- 〇東京国際交流館、兵庫国際交流会館について、 収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用
- 〇卒業・修了後の支援
- ・国内での就職を希望する外国人留学生への<u>就職支援</u>
- ・機構と日本留学経験者とのつながりを維持する ためのネットワークを整備

◎日本人留学生に対する支援

- ○海外留学に関する情報提供等の充実
- ・イベント実施及び他機関が実施するイベントへの 協力回数が前中期目標期間中の件数を上回る <新規の指標、2019年2月末現在:26回>
- ○学資金の支給
- ・トビタテ!留学JAPANについて、2020年までに 1万人を派遣<2018年度まで累積:5,990人>
- ・当該施策で得た経験を海外留学支援制度で活用

学生生活支援事業

- ◎学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供
- ○大学等の学生生活状況に 関する調査、分析、<u>戦略的</u> な情報提供
- ○大学等における学生支援の 調査及び先進的取組や喫緊 の課題に関する情報提供
- ◎障害のある学生等に 対する支援
- 〇大学等における支援体制の **全体的な底上げ**を図る
- 〇修学支援に関する実態調査 を通じた問題の把握・分析・ 情報提供を総合的に実施
- ◎キャリア教育・就職支援
- ○産学協働による**教育的 効果の高いインターン シップ推進** のための支援
 の実施

業務運営の効率化、 財務、その他業務 運営に関する 重要事項

- ◎ 2018年度と比べ、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く)を16%以上、業務経費(奨学金貸与業務、新規追加業務に係るものを除く)を9%以上削減
- ◎ <u>学生支援に関する調査・分析・研究</u>を若手研究者等の活用を図りつつ実施
- ◎ 内部統制・ガバナンスの強化
- ◎ 寄附金募集に係る広報の取組を強化し一層、寄附金獲得を拡大 被災した学生、留学生等への支援金の支給等、寄附金事業を適切に実施
- ◎ SNSやウェブ動画等を活用し、機構の事業や運営に関する広報を充実

第4期中期目標・中期計画への「目標留意事項」反映状況

「独立行政法人の中(長)期目標の策定について」 の指摘事項 (独立行政法人評価制度委員会)

2020年4月からの給付型奨学金の拡充を控え、奨学金事業の効果を社会に発信することが今後一層求められることから、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うことを目標に盛り込んではどうか。その際、奨学金の給付や返還が終了した元奨学生と法人がつながりを維持・構築するための方策について検討を行うことも目標に盛り込んではどうか。

また、法人の支援を受け日本に留学した元留学生については、後輩学生のサポートや日本留学の魅力の発信を行う役割が期待できることから、元留学生と法人がつながりを維持・構築していくための方策について検討を行うとともに、関係機関と一層連携して外国人留学生の支援に取り組むことを目標に盛り込んではどうか。

第4期中期計画(認可申請中)(一部抜粋)

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 1 奨学金事業
- (3) 奨学金事業に共通する事項の実施 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的 方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した 元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大 等を図るための方策について検討を行う。

- 2 留学牛支援事業
- (1) 外国人留学生に対する支援
- ⑥ 卒業・修了後の支援 帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学 経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るととも に、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するための ネットワークを整備する。

- ・下線は「見直し内容」対応部分
- ・波線は前回会議ご指摘事項

Ⅲ(目標) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I (計画)

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。		教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。
	(1)貸与型奨学金		(1)貸与奨学金
1 奨学金書	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が 困難である者が進学等を断念することがないよう、 適切な審査に基づき <u>真に支援を必要とする者に奨学</u> 金を貸与する。	1-1 貸与型奨学金の的 確な実施状況	① 奨学金の的確な貸与 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が 困難である者が進学等を断念することがないよう、 適切な審査に基づき <u>奨学金貸与事業を的確に実施</u> す る。
事業	貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。 また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、	1-2 貸与型奨学金にお ける適格認定の実 施状況	② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、
	また、極続的に不適切な認定を行うだ子校に対して、引き続き再発防止策を実施する。		また、極続的に不適切な認定を行うた子校に対して、引き続き再発防止策を実施する。

- ・下線は「見直し内容」対応部分
- ·<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目	標(平成3	31年3月1	日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)	
	(1)貸与	型奨学金	(続き)			(1)貸与奨学金(続き)	
1 奨学金事業	•	りに運営する	一部としてい ため、 <u>返還金</u>		1-3 貸与型奨学金の回 収状況	③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計 画的に <u>返還金の確実な回収</u> に取り組み、今中期目標 期間中の貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期	
	<参考>各評	価指標			(関連指標) 1_A	日が到来するもの)の回収率や貸与奨学金の要返還 債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権	
	評価指標 関連指標	第3期 目標値	平成29年度 実績値	第4期 目標値	貸与型奨学金の当 の割合にも留意のうえ、総回収率(当該年度) 年度分回収率 されるべき要回収額に対する回収額の割合)を 1-B 期目標期間中に91.4%以上とする。 貸与型奨学金の要 また返還金の回収状況について、定量的な把掘	の割合にも留意のうえ、総回収率(当該年度に返還	
	1-3 (総回収率)	83%	87.7%	91.4%		期目標期間中に91.4%以上とする。	
	1-A (当年度分 回収率)	96%	97.0%	97.3%		返還債権数に占め 析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を る3ヶ月以上延滞 証し、必要な改善を図る。 債権数の割合 1-C 貸与型奨学金の要 返還債権額に占め	析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検
	1-B (3ヶ月以上 延滞債権数 の割合)	(新規)	3.681%	10%以上 改善			
	1-C (3ヶ月以上 延滞債権額 の割合)	(新規)	3.402%	3.26%以下			

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(1)貸与型奨学金(続き)		(1)貸与奨学金(続き)
1 奨学金事業	一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。 奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。 保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。	1-4 貸与型奨学金に係る各種制度の運用状況	④ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての 理解を促すため、学生等や学校担当者に対して適切 に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対 象債権を確実に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科 学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の 事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏ま え、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわた る収支の健全性を検証する。 ⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切 な運用 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切 な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深める ための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、 適切な制度運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。 ⑥ 所得連動返還方式の運用 奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報 提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応し つつ効率的な運用に努め、確実に実施する。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分
- ·<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(2)給付型奨学金		(2)給付奨学金
	意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金 を給付する。	1-5 給付型奨学金の的 確な実施状況	① 奨学金の的確な給付 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が 極めて困難である者の進学等を後押しするため、高 等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学 生の募集、選考、 <u>学資の支給等を的確に実施する</u> 。
1 奨学金事業	給付中においては、大学等との連携によって、 <u>奨学</u> 金の給付を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な <u>適格認定を実施</u> する。	1-6 給付型奨学金にお ける適格認定の実 施状況	② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、 <u>奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う</u> 等、 適切な <u>適格認定を実施</u> する。
金	(3) 奨学金事業に共通する事項	(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	
業	奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう 努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資する ため、関係者に対し <u>多様な機会及び媒体を活用した</u> 広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。	1-7 奨学金事業の情報 提供の状況及び学 校との連携の状況	① 奨学金制度の周知及び広報の充実 学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、 <u>説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報</u> により、 <u>正確でわかりやすい情報の提供</u> に努める。また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生等、保護者、返還者等からの照会に対応できる <u>コールセンター機能の充実</u> を図る。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(3) 奨学金事業に共通する事項(続き)		(3) 奨学金事業に共通する事項の実施(続き)
1 奨学金事業	また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金制度に対する理解の増進や貸与奨学生に対する返還意識の涵養に向けた指導のため、一層の連携を図る。	1-7 奨学金事業の情報 提供の状況及び学校との連携の状況	② 学校との連携強化 奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上 重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する 理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。また、大学等の担当職員を対象として <u>奨学金業務に関する研修会を開催</u> するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。
業	さらに、奨学金の給付及び貸与の <u>効果の把握・検証</u> のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。	1-8 効果検証等の検討 状況	③ <u>効果検証</u> 方策等の検討 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための 具体的方策について検討を行うとともに、給付や返 還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、 寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討 を行う。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
2 四	「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第 3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議 決定)等の国の戦略を踏まえ、引き続き、優秀な 外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進 するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学 生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事 業を実施することとする。		「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」及び「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)等の国の戦略を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。
当	(1) 外国人留学生に対する支援	(1) 外国人留学生に対する支援	
留学生支援事業	① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。	2-1 日本留学に関する 情報提供等の実施 状況	① 日本留学に関する情報提供等の充実 日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業(修了)後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。 日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(1) 外国人留学生に対する支援(続き)		(1) 外国人留学生に対する支援(続き)
2 留学	② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。	日本留学試験の実 施状況	② 日本留学試験の適切な実施 得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、 厳正な試験監督の実施等により、日本留学試験実施 の公平性及び信頼の確保に努める。
	なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損について は改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運		なお、試験実施にあたっては、効率的な運営により、 収支の均衡に努める。
生支援事業	営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。 数値目標(新規) 日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、 2018年度実績値を上回る 〈参考〉渡日前入学許可実施校数 2019年2月末現在:178校	2-3 日本留学試験の渡 日前入学許可実施 校数	第3期中期計画期間中に検討を開始した、日本留学試験の今後の在り方について検討結果を反映・実施するとともに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度(平成30年度)における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることとする。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(1) 外国人留学生に対する支援(続き)		(1) 外国人留学生に対する支援(続き)
2 留学生	③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。 数値目標	2-4 日本語教育セン ターの卒業予定者 による教育内容等 に対する満足度、	③ 日本語教育センターにおける教育の実施 日本語教育センターについては、国の留学生政策に 柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資す るため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を 積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズ
生支援事業	大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得る <参考>日本語教育センターの教育内容に関する満足度調査 2017年度末実績(4段階評価) ・東京:97.9% ・大阪:98.3%	卒業者の進路や日 本語レベルの状況	に応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。
未			

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(1) 外国人留学生に対する支援(続き)		(1) 外国人留学生に対する支援(続き)
2 留学生支援事業	④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の 我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国 費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流 協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等と の連携を密にしつつ、円滑に <u>学資金の支給</u> 等を行う。 また、留学生受入れに係る事業については、大学等 の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法 残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係 る基準を厳格に運用する。	2-5 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況	④ 学資金の支給等 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が 国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な 外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密に しつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。 ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等において は国や大学等と連携して適切に実施する。 イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の 施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人 留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・ 採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。 ウ. 海外留学支援制度(協定受入)においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して 重点的に支援を行う。 エ. 外国人留学生が借り上げ宿舎に居住する場合等 に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に 実施する。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(1) 外国人留学生に対する支援(続き)		(1) 外国人留学生に対する支援(続き)
2 留学生	⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、 収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、 外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・ 相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの 構築、留学生の我が国での <u>就職の支援等</u> による定着の 促進を図る。	2-6 外国人留学生と日 本人学生等との国 際交流事業の実施 状況	⑤ 宿舎の支援及び交流促進 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収 支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多 くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して 低廉な使用料(館費)で共に居住する宿舎の提供、 居住経験者の大学等の枠を超えた <u>同窓会組織の支援</u> 、 居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留 学生の <u>就職支援の充実</u> 等の取組を行う。 また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・ 相互理解の促進を図るための事業を実施する。
留学生支援事	⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の <u>就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化</u> するとともに、支援を受けた留学経験者との <u>つながりを維持する</u>	2-7 外国人留学生に対 する就職支援の実 施状況	⑥ 卒業・修了後の支援 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の <u>就職支援</u> や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携
事 業	<u>ためのネットワークを整備</u> する。	2-8 日本留学経験者に 対するフォロー アップの実施及び これらとのつなが りを維持するため のネットワークの 整備状況	して行う。 帰国外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者の <u>ネットワーク化に向けた支援の充実</u> を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

第4期中期目標・中期計画(11/22)

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(2) 日本人留学生に対する支援		(2) 日本人留学生に対する支援
2 留	① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のうえ、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。	2-9 日本人学生の海外 留学に関する情報 提供等の実施状況	① 海外留学に関する情報提供等の充実 留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国 内外の関係機関への情報提供を充実する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するととも
留学生支援事業	数値目標(新規) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が 前中期目標期間中の件数を上回る 〈参考〉イベント実施・協力件数 ・2017年度末現在:24回 ・2019年2月末現在:26回		に、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることとする。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
	(2)日本人留学生に対する支援(続き)		(2)日本人留学生に対する支援(続き)
2 留学生支援事業	② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。 ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。 数値目標(新規) 「トビタテ!留学JAPAN」について、派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。 参考>2018年度までの派遣人数:5,990人	2-10 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況	② 学資金の支給 グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。また、海外留学支援制度(協定派遣)においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。官民協働留学支援策である「トビタテ!留学JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ!留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。

13/22)

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
3 学生生活	機構は、大学等における就職率の動向等を踏まえ 事業を重点化していくこととし、特に障害のある 学生や留学生、社会人等の受入れにより多様性が 拡大する大学等におけるきめ細やかで的確な学生 相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、 キャリア形成支援などの学生支援の全体の底上げ を図るほか、大学経営層や企業等への働きかけを 行う等により総合的・戦略的に事業を推進するこ とが期待されている。 このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施す ることとする。		機構は、「第4次障害者基本計画」(平成30年3月30日閣議決定)、「第3期教育振興基本計画」 (平成30年6月15日閣議決定)及び「未来投資 戦略」等を踏まえ、大学等における学生生活支援に おいて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の 取組が不十分なものについて、問題の把握・分析、 先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的 な情報提供の充実を図る。
	(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実		(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報 の収集・分析・提供
生活支援事業	大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、 戦略的な情報提供等を実施する。	3-1 学生生活・学生生 活支援に関する情 報の収集・分析・ 提供の状況	国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生 生活状況について調査・分析を充実するとともに、 学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施 する。 また、大学等における学生生活支援の取組について 調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先 進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓 発に資するよう情報提供等を実施する。

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

	中期目標(平成31年3月1日指示)	中期目標 評価指標	中期計画(認可申請中)
3 学生生活支援事業	(2) 障害のある学生等に対する支援		(2) 障害のある学生等に対する支援
	障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、 体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体 としての理解・啓発を促す。また、実態調査や取組 事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等 を総合的に実施する。	3-2 障害のある学生等 に対する支援の状 況	障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。
	(3) キャリア教育・就職支援		(3) キャリア教育・就職支援
	大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質向上を支援する。	3-3 キャリア教育・就職支援の実施状況	各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。特に、産学協働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。

第4期中期目標・中期計画(15/22)

- ・ 下線は「見直し内容」対応部分
- ・波線は前回会議ご指摘事項

IV 業務運営の効率化に関する事項(目標) II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置(計画)

中期目標(平成31年3月1日指示)

中期計画(認可申請中)

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の<u>徹底した見直し、効率化</u>に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除く。)に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証 結果や取組状況を公表する。

(3)契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費(公租公課及び土地借料を除

く。)に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、

平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、 国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を 行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

(3)契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。 Page.19

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

中期目標(平成31年3月1日指示)	中期計画(認可申請中)
2 組織の効果的な機能発揮	2 組織の効果的な機能発揮
課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体として的確・効果的かつ効率的な 事業実施体制を構築する。
3 学生支援に関する調査・分析・研究の実 施	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実 施
機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。

第4期中期目標・中期計画(17/22)

- ・下線は「見直し内容」対応部分
- ・波線は前回会議ご指摘事項

V 財務内容の改善に関する事項(目標)

Ⅲ 財務内容に関する事項(計画)

中期目標(平成31年3月1日指示)	中期計画(認可申請中)
1 収入の確保等	1 収入の確保等
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行 に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産 の有効活用に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行 に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産 の有効活用に努める。
2 寄附金事業の実施	2 寄附金事業の実施
学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄 附金事業を適切に実施する。	寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって <u>一層の寄附金</u> <u>拡大</u> を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、 優秀な学生の顕彰等の <u>寄附金事業を適切に実施</u> する。
3 奨学金貸与事業における適切な債権管理 の実施	3 奨学金貸与事業における適切な債権管理 の実施
独立行政法人会計基準に従い、 <u>適切な債権管理</u> を行い、貸倒引当金 の適正な評価を行う。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

- ・ 下線は「見直し内容」対応部分
- ・波線は前回会議ご指摘事項

中期目標(平成31年3月1日指示)

中期計画(認可申請中)

4 予算の管理及び計画的な執行

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

5 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,350億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、57億円とする。

6 不要財産又は不要財産となることが見込 まれる財産の処分等に関する計画

なし

7 重要な財産の処分等に関する計画

なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、 老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。

第4期中期目標・中期計画(19/22)

- ・下線は「見直し内容」対応部分
- ・波線は前回会議ご指摘事項

- VI その他業務運営に関する重要事項(目標)
- IV その他業務運営に関する重要事項(計画)

中期目標(平成31年3月1日指示)

中期計画(認可申請中)

1 内部統制・ガバナンスの強化

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

1 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 事業運営への外部有識者の参画

運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業 運営に関し大所高所から助言を得る。

(2) 外部評価の実施

外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価 を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事 業の改善に活用する。

(3) 理事会等によるガバナンスの確保

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事会や経営管理会議等<u>理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用</u>し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

(4) リスク管理の推進

独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、金融業務に係る<u>内部ガバナンスの高度化</u>を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理 実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。

第4期中期目標・中期計画(20/22)

- ・下線は「見直し内容」対応部分
- ・波線は前回会議ご指摘事項

中期目標(平成31年3月1日指示)

中期計画(認可申請中)

1 内部統制・ガバナンスの強化(続き)

1 内部統制・ガバナンスの強化(続き)

(5) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアン・ プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護 については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。

(6) 内部監査の実施

業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部 監査を実施するとともに<u>個人情報保護</u>、情報セキュリティ等の内部 統制上重要な事項について監査を実施する。

2 情報セキュリティ対策の推進

2 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

3 広報・広聴の充実

3 広報・広聴の充実

SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。

国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。
Page.24

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

中期目標(平成31年3月1日指示)	中期計画(認可申請中)
4 施設及び設備に関する計画	4 施設及び設備に関する計画
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷 事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、 事務所再整備に向けた抜本的な対策を講ずる。
5 人事に関する計画	5 人事に関する計画
機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。	(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。 (2)人事に係る指標業務量に応じた適正な人員配置を行う。(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 19,431(百万円)ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

第4期中期目標・中期計画(22/22)

- ・<u>下線</u>は「見直し内容」対応部分 ・<u>波線</u>は前回会議ご指摘事項

中期目標(平成31年3月1日指示)	中期計画(認可申請中)
	6 中期目標の期間を超える債務負担
	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。
	7 積立金の使途
	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学 生支援機構法に定める業務の財源に充てる。